

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年7月 16 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600084号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600009号

第1 結論

昭和62年*月から昭和63年2月までの請求期間及び同年3月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和62年*月から昭和63年2月まで
② 昭和63年3月から平成3年3月まで

私は、請求期間①及び②当時は学生であった。国民年金の加入手続は行っていないが、昭和61年後半から昭和62年に、A市(現在は、B市)の役所から私あてに年金手帳と国民年金の納付書が届き、国民年金の任意加入被保険者となった。

国民年金保険料は、請求期間①当時はA市に居住していたのでA市役所で、請求期間②当時はC市(現在は、D市)に居住していたのでC市役所で、いずれも母が毎月納付していた。

請求期間①及び②が国民年金の未加入期間で、国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続は行っていないが、A市役所から自身の年金手帳及び国民年金保険料の納付書が届き国民年金の任意加入被保険者となったことで、母親が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付してくれた旨主張している。

しかしながら、請求者から提出された年金手帳によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)*に係る被保険者資格取得年月日は平成3年4月1日と記載されているところ、当該資格取得年月日は、オンライン記録により確認できる国民年金の資格取得年月日と一致しており、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間①及び②において国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求期間①及び②当時に学生であったとする請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、国民年金の任意加入の申出を行い、上記国民年金番号とは別の国民年金

番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、B市は、i) 同市が保管しているA市作成の「国民年金手帳受払簿」を調査したものの、昭和60年4月9日から昭和63年12月27日までの期間に受付した被保険者の中に請求者の氏名は確認できない旨、ii) A市が年金手帳及び国民年金保険料の納付書の送付による職権適用又は加入勧奨を行っていたかどうか不明である旨、iii) 請求期間①の国民年金保険料の納付に係る資料は保管していない旨を回答しており、D市も請求期間②当時の国民年金保険料の納付に係る資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。